

自動販売機設置事業者公募見積合わせ実施要領

令和6年11月

尼崎市

資産統括局 財務部 公有財産課

公営企業局 財務課

上下水道部 下水浄化センター

ボートレース事業部 ボートレース施設課

目次	ページ
1 公募物件	1
2 応募資格	1
3 自動販売機の設置条件等	2
4 応募申込み等	4
5 質疑書の提出	6
6 見積書の提出	6
7 見積合わせ	7
8 設置事業者決定の取消し	8
9 その他	9
10 事務局(提出先)	9
11 手続スケジュール	10

資料

公募物件一覧表

物件明細書

応募申込書・誓約書

見積書

質疑書

見積合わせ立会申込書

尼崎市が行う自動販売機（清涼飲料水）設置事業者（以下「設置事業者」という。）の公募見積合わせに応募される方は、この実施要領をよく読み、次の各事項の内容を十分把握した上でお申込みください。

1 公募物件

- (1) 対象件数は23物件（34台）。1物件ごとに設置事業者を選定する。
- (2) 販売品目については、清涼飲料水及びオムツとする。
各物件の詳細については、公募物件一覧表及び物件明細書のとおり。
- (3) 現場見学を希望する場合は、各物件明細書に記載の担当者へ問い合わせること。

2 応募資格

次の各号に掲げる条件を全て満たした者に限る。

- (1) 法人であること。
- (2) 自動販売機の設置事業者として十分な資力、信用、実績及び管理運営能力を有すること。参加申込みを行う日の属する事業年度の前年度における貸借対照表で債務超過でないこと。
- (3) 国税及び尼崎市税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (6) 本件公募に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (8) 尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員若しくは同条第7号に規定する暴力団密接関係者（前号に該当するものを除く。）でないこと。
- (9) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
 - ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が本市との契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 本市が実施した地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり本市の職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由なく本市との契約を履行しなかった者
- カ 本市との契約により、当該契約の後に代価の額を決定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しないものを本市との契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 自動販売機の設置条件等

(1) 使用許可等

ア 設置事業者の施設使用手続

地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき行政財産使用許可を受けて使用すること。

イ 使用許可及び賃貸借契約の期間

使用許可及び賃貸借契約（以下「使用許可等」という。）の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（予定）とする。ただし、設置場所を公用又は公共用に供する必要性（用途変更及び廃止を含む。）や使用者の使用状況等を勘案して、本市が支障がないと判断する場合は、1年以内の範囲で使用許可等を更新することができる。なお、更新については、応募時の条件を変更しないことを原則とし、4回の更新（最大設置期間は5年）を限度とする。なお、使用許可等の更新の際は、別途、更新申請書を提出すること。

ウ 使用許可等の取消し

本市は、使用許可等期間中であっても、設置事業者において使用許可等の条件に違反する行為があると認められる場合及び本市が公用又は公共用に供する場合（用途変更、廃止及び長期閉鎖等を含む。）は、使用許可等を取り消すことができる。

また事業者が上記2に定める応募資格の要件を満たさなくなった場合は、本市は使用許可を取り消すことができる。なお使用許可等が取り消されたことにより生じた損害等があっても、本市はその補償等（地方自治法第238条の4第5項において準用する同法第238条の5第5項に規定する補償を除く。）は一切行わない。

エ 使用料及び貸付料（以下「使用料等」という。）

使用料等については、本市の設定する最低使用料等年額以上で、かつ、最高金額をもって有効な見積りをした者の金額とする。（最低使用料等年額については「公募物件一覧表」を参照のこと。）

使用料等は、原則、年度ごとに本市が指定する納付書により、本市の指定する期日までに当該年度分を全額納付するものとする。なお、遅延した場合は、尼崎市公有財産規則等に定める遅延利息を支払わなくてはならない。

1年に満たない使用期間については、使用料等を365で除して得た金額に、日割り対象期間の日数を乗じて得た額とする。なお、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(2) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用料計測用子メーター設置費用等を含む。）、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費についても、全額を設置事業者の負担とする。

電気使用料の請求額については、原則として設置した子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価を乗じて得た額とする。

(3) 販売品目

ア 清涼飲料水については、一般市場で認知、支持されているお茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などとする。

イ 酒類及びタバコの販売をしないこと。

ウ オムツについては、一般市場で認知、支持されているものとする。なお、おしりふきの販売も可とする。

(4) 使用上の制限

ア 自動販売機は、各物件明細書に示した場所に、指定サイズ内（業務の支障及び通行の妨げにならない範囲）で設置すること。設置する自動販売機の外形寸法に注意し、事前に設置場所を確認すること。

イ 使用許可等の期間中に、自動販売機設置にかかる許認可等の取消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならないこと。

エ グリーン購入法の適合機とすること。

オ 販売品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、各施設管理者の

指示に従うこと。また、自動販売機に商品PR用のシール等を貼る場合についても、事前に各施設管理者に確認すること。

カ 標準小売価格を上回る価格での販売をしないこと。

キ 自動販売機の売上額及び売上本数又は個数については、月別に集計を行い、公有財産課が指定する方法で、尼崎市資産統括局財務部公有財産課に報告すること。

ク 特記事項については、各物件明細書を確認すること。

(5) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限又は使用期限に注意するとともに、在庫・補充管理も適切に行うこと。

イ 設置事業者は食品衛生法等に基づき品質管理の徹底を図ること。また、設置事業者は、その自動販売機を利用した者が、その商品により健康上の障害を生じた場合、その一切の責任を負うこと。

ウ 原則として自動販売機に併設して、自動販売機1台に1個の割合で容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に容器を回収・リサイクルすること。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。

オ 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で転倒防止対策を講じる等の安全設置をすること。自動販売機の転倒等により、第三者又は施設等に損害を与えた場合は、設置事業者においてその損害を賠償するものとする。

カ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明示すること。

キ 第三者による損害又は自然災害等による故障が生じても、本市は修理費等を負担しないものとする。

4 応募申込み等

(1) 申込みに必要な書類

ア 応募申込書

イ 印鑑証明書

ウ 資格審査資料

- ① 参加申込みを行う日の属する事業年度の前年度における損益計算書及び貸借対照表

② 国税に滞納がないことを証する書類（納税証明書その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

事業所が尼崎市にある場合は、前段の書類に加え、尼崎市税に滞納がないことを証する書類

③ 商業登記規則第30条第1項第2号に掲げる事項の全部に係る履歴事項証明書

④ 法人の概要を説明する書類（会社案内パンフレット等）

エ 設置しようとする自動販売機の仕様、寸法、グリーン購入法適合、ユニバーサルデザイン対応の詳細がわかる書類

オ 見積合わせ立会申込書（見積合わせの立会いを希望する場合に限る。）

※各証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限る。また、そのコピーによる提出を可とする。

※提出された書類は返却しない。また、当該書類は、必要に応じて公開する場合がある。経営のノウハウに関する等で公開できない場合は、その旨明記すること。

(2) 申込みの手続

郵送又は持参すること。郵送する場合は、書留等の送配達した事実が証明できる方法によること。なお、応募件数に制限はない。

(3) 応募申込書の受付

ア 期間

令和6年11月1日（金）から同月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日（以下「日曜日等」という。）を除く。）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

（郵送の場合は、期間最終日の午後5時必着）

イ 場所

下記「10事務局（提出先）」のとおり

(4) 応募資格の審査

資格審査により応募要件を満たさないと判断した場合（応募資格不備等）のみ、その旨について電話連絡を行う。

資格審査に合格した者へは、見積書封入用封筒を送付する。

なお、本市の審査期間は令和6年11月25日（月）から同月29日（金）までとする。

5 質疑書の提出

(1) 質疑の手続

質疑事項は所定の質疑書に記載し、持参又は電子メールで提出すること。

(2) 質疑書に対する回答

適宜、本市のホームページで公開する。

(3) 質疑書の受付期間

ア 期間

令和6年11月1日(金)から同月15日(金)まで(日曜日等を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(電子メールの場合は、期間最終日の午後5時必着)

イ 提出先

下記「10事務局(提出先)」のとおり

各物件の詳細に関する質疑についても、事務局に提出すること。

(4) その他

各物件の応募状況等に関する問い合わせは受け付けない。

6 見積書の提出

(1) 提出の手続

本市が送付する封筒に見積合わせ番号及び会社名を記載し、封筒に見積合わせ番号ごとに1件ずつ見積書を封入し、まとめて別の外封筒(任意)に入れて、郵送又は持参すること。ただし、持参による場合にあっては、外封筒は不要とする。郵送する場合は、書留等の送配達した事実が証明できる方法によること。

なお、一度受付をした見積書に関しては、いかなる理由があろうとも、返還・差替え等には応じない。

(2) 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

ア 本件見積合わせに係る応募資格のない者がしたもの

イ 委任状を提出せずに代理人がしたもの

ウ 指定した期間内に提出されなかったもの

エ 所定の見積書及び見積書封入用封筒によらないもの

オ 見積書封入用封筒に異なる見積合わせ番号の見積書又は複数の見積書を封入したもの

- カ 見積金額が最低使用料等年額未満の額のもの
 - キ 応募者又はその代理人の記名押印がないもの
 - ク 申込書の申込者印(実印)と異なる印鑑を押印したもの
 - ケ 代理人が見積書の提出をする場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印したもの
 - コ 応募者又はその代理人が1人で同一物件について2通以上の見積書を提出した場合、その全部のもの
 - サ 見積者及びその代理人が同一物件についてそれぞれ見積書の提出をした場合、その双方のもの
 - シ 見積金額、応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
 - ス 見積金額が訂正されたもの
 - セ 談合その他不正の行為があったと認められるもの
 - ソ その他本件見積合わせに関し、不正な行為を行った者がしたもの
 - タ 見積金額のすべてにアラビア数字が用いられていないもの
 - チ 見積金額の直前に円記号が記載されていないもの
 - ツ 黒字又は青字のボールペン以外のものを使用したもの
 - テ 応募申込みしていない物件の見積りがされたもの
 - ト その他見積書に関する条件に違反したもの
- (3) 見積書の受付
- ア 期間
令和6年12月2日(月)から同月13日(金)まで(日曜日等を除く。)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
(郵送の場合は、期間最終日の午後5時必着)
 - イ 提出先
下記「10事務局(提出先)」のとおり

7 見積合わせ

- (1) 日時
令和6年12月16日(月)午後2時から
- (2) 場所
兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市役所本庁舎南館地下1階 B1-3会議室

別途立会申込みをした者のみ立会可能。

(3) 設置事業者の決定

本市が設定する最低使用料等年額以上で最高価格の見積りをした者を設置事業者とする。

本市が設定する最低使用料等年額以上で最高価格の見積りをした者が2者以上あるときは、後日指定する日時にくじにより設置事業者を決定する。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（選定事務に関係のない本市職員）が応募者に代わってくじを引き、設置事業者を決定する。その場合、くじの結果について異議を申し立てることはできない。

(4) 見積合わせの中止

不正な見積書提出が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他緊急等やむを得ない理由があるときは、見積合わせを中止又は延期することがある。なお、この場合において、当該見積合わせに要した費用を本市に請求することはできない。

(5) 見積結果の公表

見積結果については、物件ごとに応募申込件数、決定した設置事業者名及び決定金額を本市ホームページにて公表する。結果の公表は12月17日(火)中に公表する。電話等の照会には回答しない。

8 設置事業者決定の取消し

設置事業者において、次のいずれかに該当する場合は設置事業者の決定を取り消し、次点者を設置事業者とする。次点者が辞退等の場合は下位の次点者について同様とする。この場合、決定した次点者は自身が提示した金額で設置することとする。

なお、本市は決定取消しの事業者に対して、それにより生じた損害賠償を請求する場合がある。

(1) 設置事業者の決定を辞退した場合

(2) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可等の手続を行わなかった場合

(3) 使用許可等の手続完了までに設置事業者が設置条件や募集条件を満たしていないことが判明した場合、又は失った場合（使用許可等の手続完了後であっても、別に定めるところにより対応する。）

(4) 正当な理由なくして売上報告を怠ったとき。

9 その他

- (1) 本募集及び使用許可等の手続に関する一切の費用については設置事業者の負担とする。
- (2) 自動販売機の設置の際は、安全管理に努めること。
- (3) 自動販売機の設置後において、本市が設置事業者の財務状況について必要な資料の提供を求めたときは誠実に対応すること。
- (4) 本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、尼崎市契約規則、尼崎市公有財産規則等の関連諸法令に定めるところによって処理する。

10 事務局（提出先）

尼崎市 資産統括局 財務部 公有財産課

〒660-8501

所在地：兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号（尼崎市役所本庁舎北館4階）

電話：06-6489-6230

電子メール：ama-kanzai@city.amagasaki.hyogo.jp

担当：飯田、中井

手続スケジュール

項目	日時	実施要領該当箇所
応募申込書の受付	令和6年11月1日(金)から 11月22日(金)まで	P4～P5 「4 応募申込み等」
質疑書の受付	令和6年11月1日(金)から 11月15日(金)まで	P6 「5 質疑書の提出」
資格等の審査	令和6年11月25日(月)から 11月29日(金)まで	P5 「4 応募申込み等(4)」
見積書の受付	令和6年12月2日(月)から 12月13日(金)まで	P6～P7 「6 見積書の提出」
見積合わせ	令和6年12月16日(月)	P7～P8 「7 見積合わせ」
使用許可等の手続	令和7年1月以降から順次	
使用許可等の開始	令和7年4月1日(火)	

公募物件一覧表

見積合わせ番号	設置施設名	設置場所	所在地	台数	販売品目	最低使用料等 年額(税込)	設置 箇所 区分	消費 税等	売上実績 (R5.4月 ～R6.3月) (本数)	売上実績 (R6.4月 ～R6.9月) (本数)	追加機能				備考
											グリーン 購入法 適合	ユニバー サル デザイン	ロケー ション 対応	災害救助 対応	
R6- 10	中央北生涯学習プラザ	2階ロビー	尼崎市東難波町2丁目14番1号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	2,181	1329	○	○	○	○	
R6- 11	大庄北生涯学習プラザ	1階ロビー ア	尼崎市大島3丁目9番25号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	2,089	1,038	○	○	○	○	
	大庄北生涯学習プラザ	1階ロビー イ	尼崎市大島3丁目9番25号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	1,379	722	○	○	○	○	
	大庄南生涯学習プラザ	1階ロビー	尼崎市大庄西町3丁目6番14号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	664	-	○	○	○	○	
R6- 12	武庫東生涯学習プラザ	北出入口東側	尼崎市武庫之荘8丁目1-1	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	-	-	○	×	×	○	新規募集
R6- 13	園田東会館	1階フリースペース	尼崎市戸ノ内町3丁目27-1	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	-	-	○	○	×	○	新規募集
R6- 14	本庁舎	南館1階	尼崎市東七松町1丁目23番1号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	13,447	6,503	○	○	○	○	
R6- 15	本庁舎	中館2階	尼崎市東七松町1丁目23番1号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	14,056	6,116	○	○	○	○	
R6- 16	本庁舎	北館6階	尼崎市東七松町1丁目23番1号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	12,534	5,688	○	○	○	○	
R6- 17	市政情報センター	1階出入口	尼崎市東七松町1丁目5番20号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	4,213	2,252	○	○	○	×	
R6- 18	教育・障害福祉センター	4階ロビー	尼崎市三反田町1丁目1番1号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	4,947	2,909	○	○	○	○	
R6- 19	フェスタ立花南館	5階トイレ横	尼崎市七松町1丁目3番1-502	1	清涼飲料水 オムツ	22,758円	屋内	課税	-	-	○	○	×	○	新規募集
R6- 20	大高洲庁舎	大高洲庁舎横 ア	尼崎市大高洲2番地	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	-	-	○	×	×	×	新規募集
R6- 21	クリーンセンター第2工場	管理棟1階北側	尼崎市東海岸町16番地の1	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	2,244	1,020	○	○	○	○	
R6- 22	地方卸売市場	青果棟 ア	尼崎市潮江4丁目4番1号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	18,162	3,468	○	×	×	×	
R6- 23	地方卸売市場	青果棟 イ	尼崎市潮江4丁目4番1号	1	清涼飲料水 【紙コップ】	9,753円	屋外	非課税	2,475	530	○	×	×	×	
R6- 24	地方卸売市場	青果棟 ウ	尼崎市潮江4丁目4番1号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	12,016	1,369	○	×	×	×	
R6- 25	地方卸売市場	青果棟 エ	尼崎市潮江4丁目4番1号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	5,171	5,482	○	×	×	×	
R6- 26	地方卸売市場	関連棟 キ	尼崎市潮江4丁目4番1号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	11,226	2,138	○	×	×	×	
R6- 27	戸ノ内改良住宅	島開公園東側入口横	尼崎市戸ノ内町6-3	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	-	-	○	×	×	×	新規募集
R6- 28	尼崎市防災センター	4階事務所内	尼崎市昭和通2丁目6番75号	1	清涼飲料水 【紙コップ】	22,758円	屋内	課税	-	-	○	×	×	×	新規募集
R6- 29	中消防署三和分署	事務所西側	尼崎市玄番南之町2番地4	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	455	195	○	×	×	○	
	東消防署	食堂南側ピロティ	尼崎市次屋1丁目9-19	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	1,300	436	○	×	×	○	
	東消防署常光寺出張所	車庫内	尼崎市常光寺2丁目11-29	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	685	290	○	×	×	○	
	西消防署	東出入口北側	尼崎市大庄北3丁目30-20	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	861	609	○	×	×	○	
	西消防署武庫分署	車庫西側	尼崎市武庫元町1丁目1-20	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	2,120	1,270	○	×	×	○	
	西消防署大庄出張所	車庫北側	尼崎市道意町6丁目6-4	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	143	96	○	×	×	○	
	北部防災センター	2階食堂出入口	尼崎市上ノ島町3丁目2-1	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	2,867	1,883	○	○	×	○	
	北部防災センター	1階展示スペース東側	尼崎市上ノ島町3丁目2-1	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	-	-	○	○	×	○	新規募集
	北消防署園田分署	車庫東側	尼崎市東園田町4丁目127-1	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	2,687	1,554	○	×	×	○	
北消防署塚口出張所	1階食堂出入口	尼崎市南塚口町3丁目10-15	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	1,065	472	○	×	×	○		
R6- 30	上下水道庁舎	1階ロビー(その2)	尼崎市東七松町2丁目4番16号	1	清涼飲料水 【紙コップ】	22,758円	屋内	課税	2,190	-	○	あれば望 ましい	あれば望 ましい	あれば望 ましい	
R6- 31	園田配水場	1階エントランスホール	尼崎市田能6-5-2	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	655	266	○	○	×	×	
R6- 32	ポートレース尼崎	西門前	尼崎市水明町199-1	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	1,592	1,882	○	○	×	×	

※ 各物件の配置図や案件、担当部署等の詳細については、別添の物件個別明細書を参照してください。
 ※ 上記「申込書等宛名」とおり、物件ごとに応募申込書、見積書に記載する宛名が異なるため、宛名ごとに様式を区別していますのでご注意ください。

物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-10	施設名称	中央北生涯学習プラザ
①所在地	尼崎市東難波町2丁目14番1号	
②施設内勤務者数	28人	
③一日の平均来庁者数	約300人	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 2,181本 令和6年度上半期実績 1,329本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	中央地域課/浦/06-6482-1760	
⑥設置場所	2階ロビー	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	1階に1台、3階に1台	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



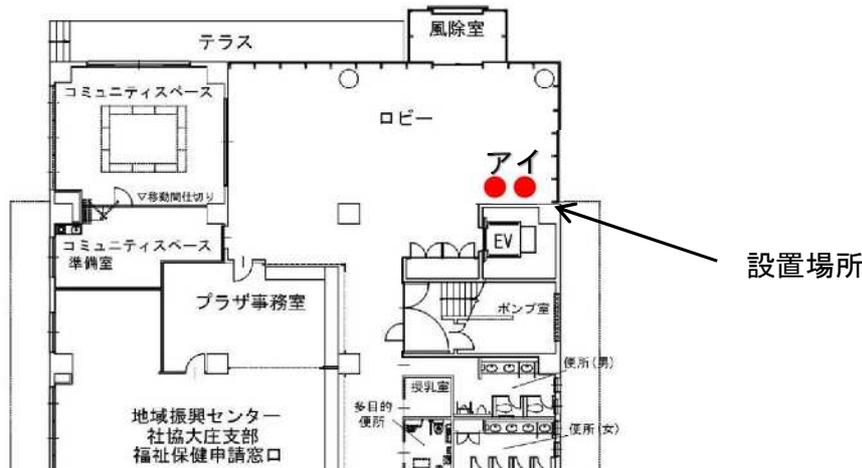
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-11	施設名称	大庄北生涯学習プラザ
①所在地	尼崎市大島3丁目9番25号	
②施設内勤務者数	25人	
③一日の平均来庁者数	約100人	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 2,089本 令和6年度上半期実績 1,038本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	大庄地域課/武野/06-6419-8221	
⑥設置場所	1階ロビーア	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円(3か所合計額68,274円)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	大庄南生涯学習プラザと併せて、3台の自動販売機をまとめて募集(大庄北2台、大庄南1台)	

⑯自動販売機位置図



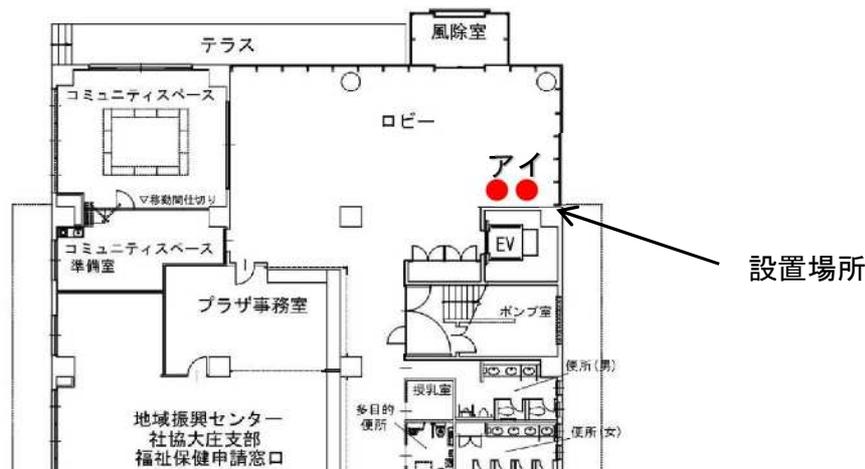
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-11	施設名称	大庄北生涯学習プラザ
①所在地	尼崎市大島3丁目9番25号	
②施設内勤務者数	25人	
③一日の平均来庁者数	約100人	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 1,379本 令和6年度上半期実績 722本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	大庄地域課/武野/06-6419-8221	
⑥設置場所	1階ロビー	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円(3か所合計額68,274円)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	大庄南生涯学習プラザと併せて、3台の自動販売機をまとめて募集(大庄北2台、大庄南1台)	

⑯自動販売機位置図



⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-11	施設名称	大庄南生涯学習プラザ
①所在地	尼崎市大庄西町3-6-14	
②施設内勤務者数	15人	
③一日の平均来庁者数	約50人	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 664本 令和6年度設置なし	
⑤担当部署/担当者/連絡先	大庄地域課/武野/06-6419-8221	
⑥設置場所	1階ロビー	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円(3か所合計額68,274円)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	大庄北生涯学習プラザと併せて、3台の自動販売機を希望(大庄北2台、大庄南1台)	

⑯自動販売機位置図

ホームページも見てね!!



登録クラブ 講座・講習 自主事業
利用案内 取り組み バリアフリー情報



1F

設置場所



ホール
3F 定員: 100名

【まちづくりの新たな拠点として】
 尼崎市立大庄南生涯学習プラザは、市民の方が教養の向上を願われるとともに、相互に協力して、学びを活かした活動ができる施設です。

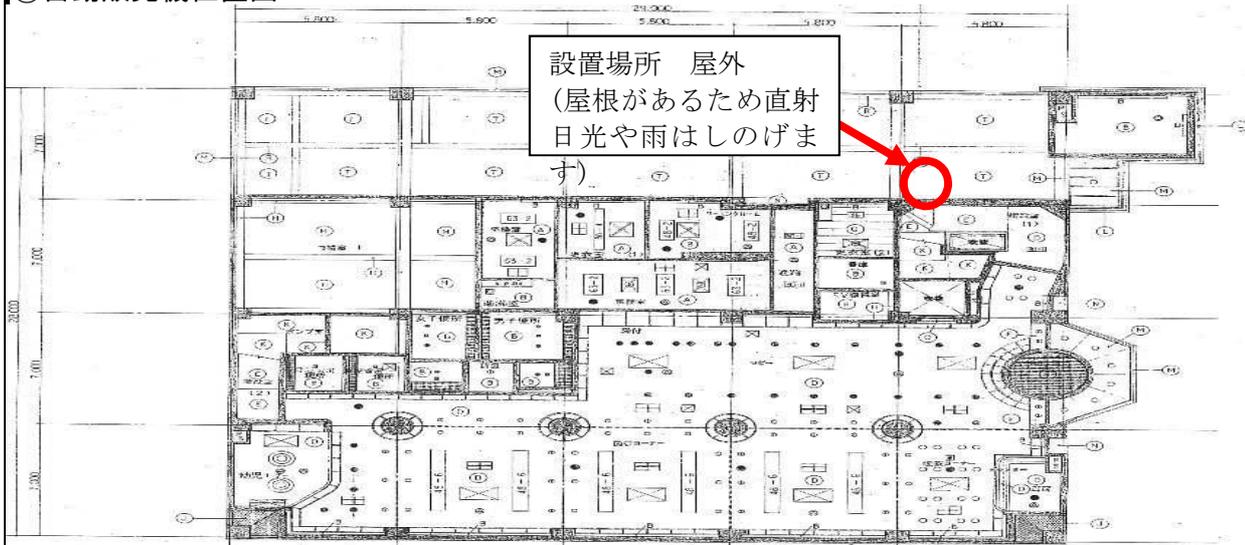
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-12	施設名称	武庫東生涯学習プラザ
①所在地	尼崎市武庫之荘8丁目1-1	
②施設内勤務者数	8人	
③一日の平均来庁者数	約180人	
④既設自動販売機売上数	新規物件のため、実績なし	
⑤担当部署/担当者/連絡先	武庫地域課/元井/06-6431-7884	
⑥設置場所	北出入口 東側	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	写真のすぐ右側に駐車場、駐輪場利用者の出入口があります。	

⑯自動販売機位置図



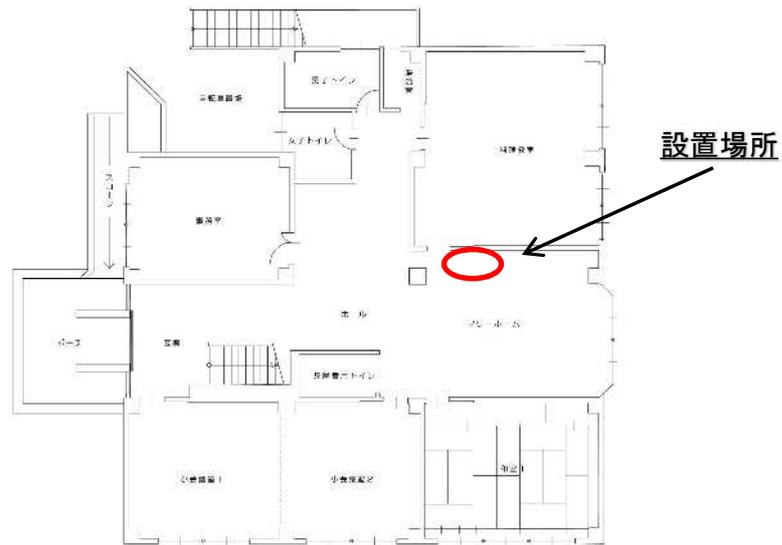
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-13	施設名称	園田東会館
①所在地	尼崎市戸ノ内町3丁目27-1	
②施設内勤務者数	3名	
③一日の平均来庁者数	約30名	
④既設自動販売機売上数	新規物件のため、実績なし	
⑤担当部署/担当者/連絡先	園田地域課/藪田/6491-2361	
⑥設置場所	1階フリースペース	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	無し	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図

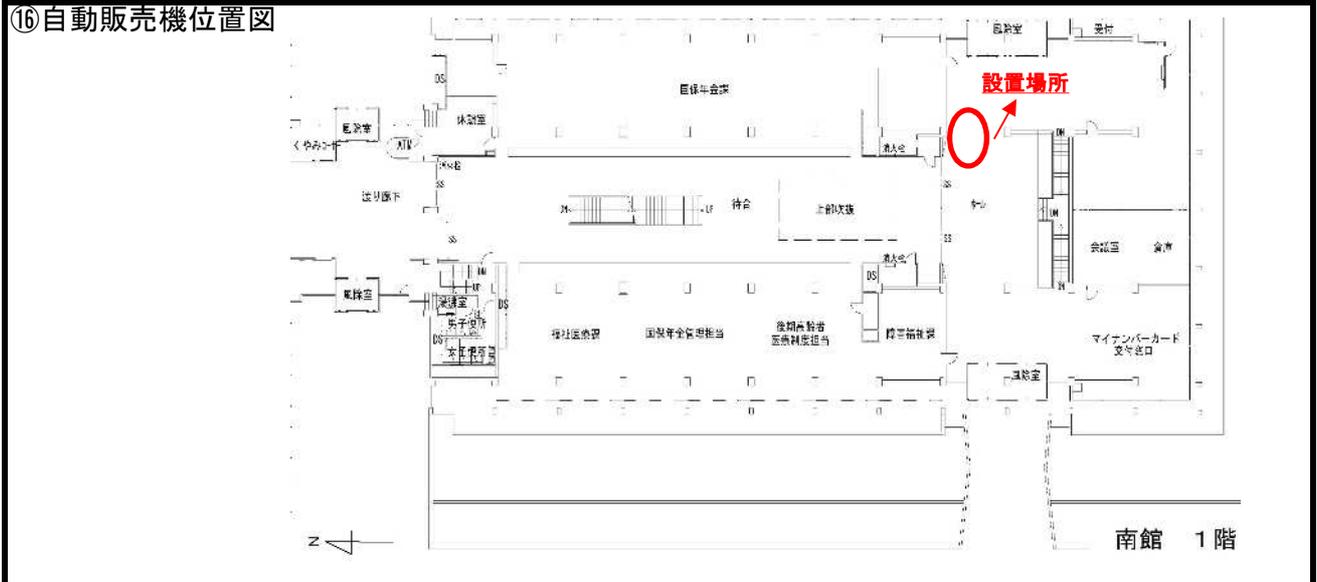


⑰写真



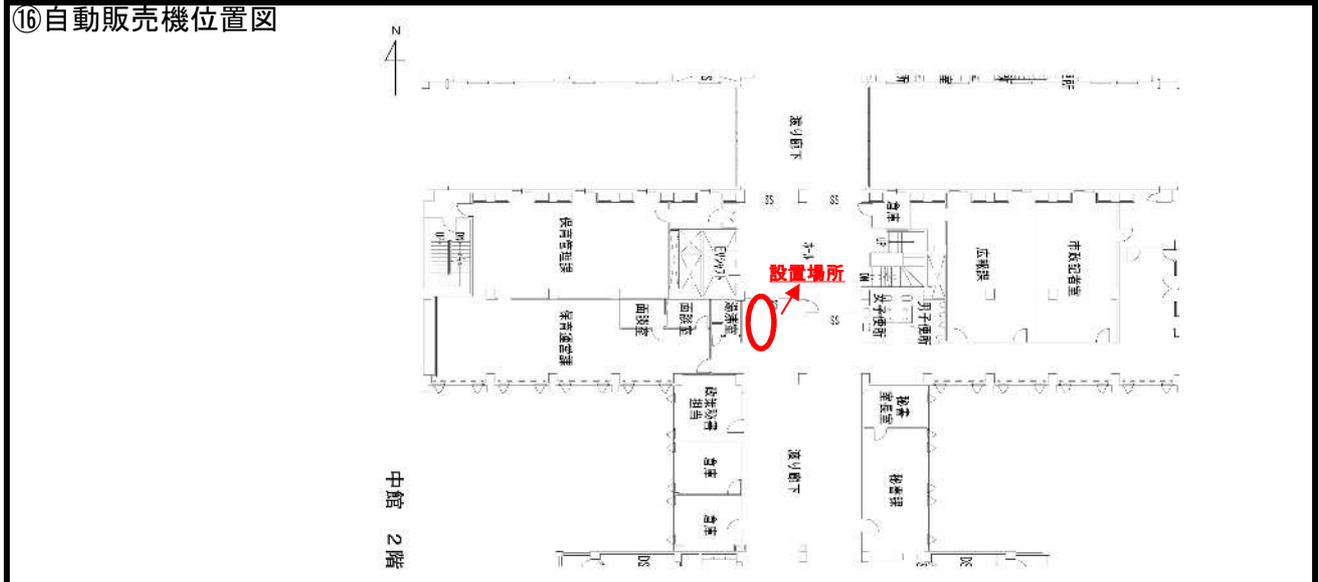
物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-14	施設名称	本庁舎
①所在地	尼崎市東七松町1丁目23番1号	
②施設内勤務者数	1,400人	
③一日の平均来庁者数	約2,000人	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 13,447本 令和6年度上半期実績 6,503本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	庁舎管理課/中下/06-6489-6207	
⑥設置場所	南館1階	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	【北館】1階1台、6階2台 【中館】2階1台 【南館】地下1階1台	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	○北館受変電設備工事	
	・工事期間	: 工事中(令和8年3月31日まで(予定))
	・機械の移動の有無	: 無(予定)
	・施設の停電有無	: 有(工事期間中の複数日(実施日未定))



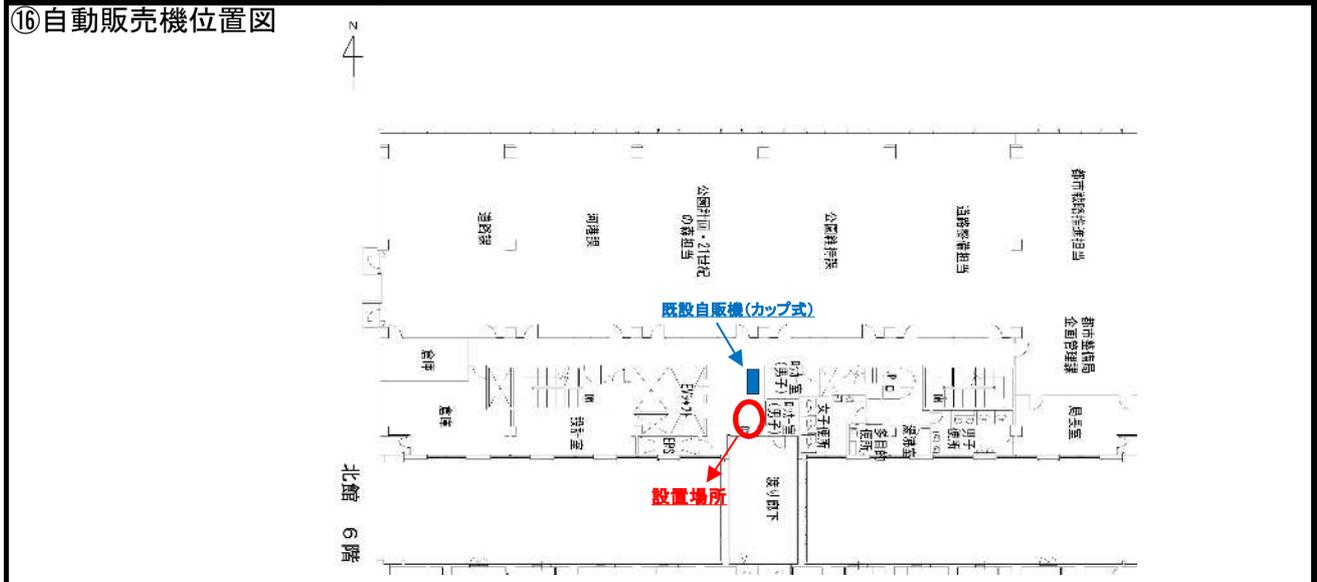
物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-15	施設名称	本庁舎
①所在地	尼崎市東七松町1丁目23番1号	
②施設内勤務者数	1,400人	
③一日の平均来庁者数	約2,000人	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 14,056本 令和6年度上半期実績 6,116本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	庁舎管理課/中下/06-6489-6207	
⑥設置場所	中館2階	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	【北館】1階1台、6階2台 【南館】地下1階1台、1階1台	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	○北館受変電設備工事	
	・工事期間	: 工事中(令和8年3月31日まで(予定))
	・機械の移動の有無	: 無(予定)
	・施設の停電有無	: 有(工事期間中の複数日(実施日未定))



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-16	施設名称	本庁舎
①所在地	尼崎市東七松町1丁目23番1号	
②施設内勤務者数	1,400人	
③一日の平均来庁者数	約2,000人	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 12,534本 令和6年度上半期実績 5,688本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	庁舎管理課/中下/06-6489-6207	
⑥設置場所	北館6階	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	【北館】1階1台、6階1台 【中館】2階1台 【南館】地下1階1台、1階1台	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	<p>○北館受変電設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事期間 : 工事中(令和8年3月31日まで(予定)) ・機械の移動の有無: 無(予定) ・施設の停電有無 : 有(工事期間中の複数日(実施日未定)) 	



物 件 明 細 書

見積合わせ番号:R6-17	施設名称	市政情報センター
①所在地	尼崎市東七松町1丁目5番20号	
②施設内勤務者数	75人	
③一日の平均来庁者数	下記特記事項参照	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 4,213本 令和6年度上半期実績 2,252本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	庁舎管理課/中下/06-6489-6207	
⑥設置場所	1階エントランスホール自動販売機コーナー	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	本施設は職員研修施設であり、年間1,500人程度が利用する。	

⑯自動販売機位置図



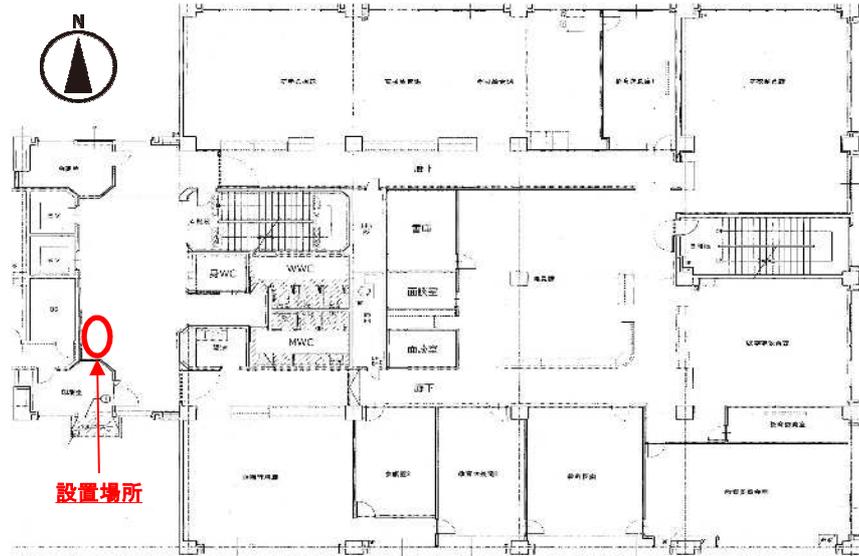
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-18	施設名称	教育・障害福祉センター
①所在地	尼崎市三反田町1丁目1番1号	
②施設内勤務者数	213人	
③一日の平均来庁者数	不明	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 4,947本 令和6年度上半期実績 2,909本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	庁舎管理課/中下/06-6489-6207	
⑥設置場所	3階ロビー	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	自動販売機使用者の大半は勤務職員である。	

⑯自動販売機位置図



⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-19	施設名称	フェスタ立花南館
①所在地	兵庫県尼崎市七松町1丁目3番1-502号	
②施設内勤務者数	44人	
③一日の平均来庁者数	約140人	
④既設自動販売機売上数	新規物件のため、売上実績なし	
⑤担当部署/担当者/連絡先	こども青少年局 こども福祉課:岩佐 06-6489-6349	
⑥設置場所	5階トイレ横	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)、オムツ	
⑫販売種別	清涼飲料水:ビン・缶・ペットボトル等(密閉容器) オムツ:特に指定なし	
⑬他の自動販売機の有無	5階に1台設置済	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



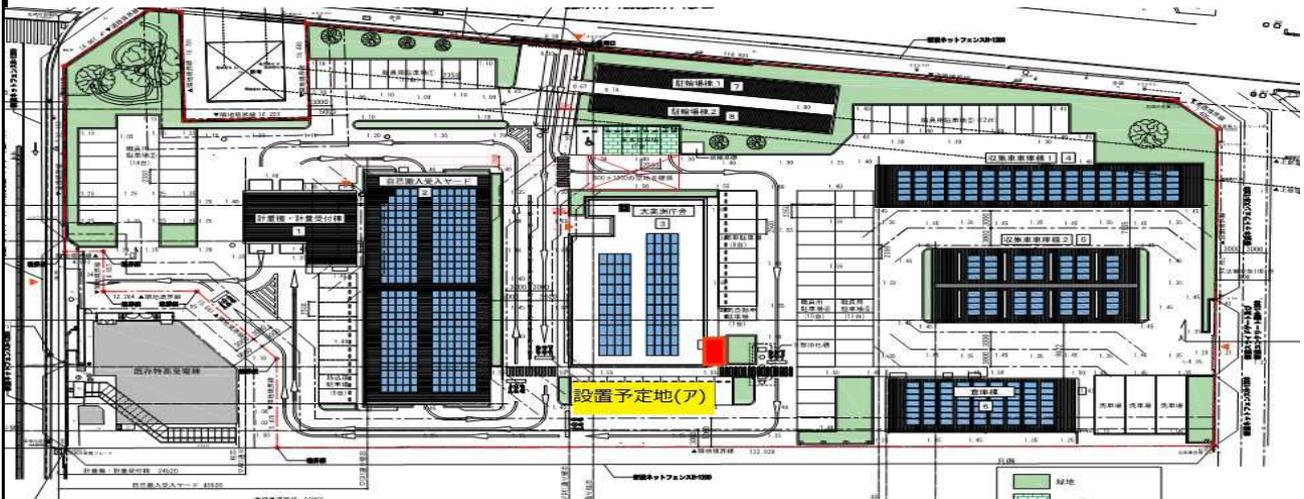
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-20	施設名称	大高洲庁舎
①所在地	尼崎市大高洲町2番地	
②施設内勤務者数	110名	
③一日の平均来庁者数	70名	
④既設自動販売機売上数	新規物件のため、売上実績なし	
⑤担当部署/担当者/連絡先	資源循環課/屋田/06-6409-1323	
⑥設置場所	大高洲庁舎横(ア)	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	大高洲庁舎内に職員厚生会が3台設置予定(食品・飲料)	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



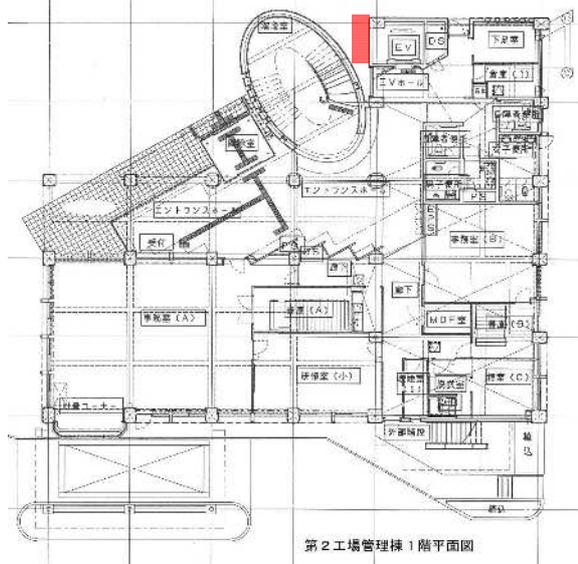
⑰写真

現在建設工事中であることから、写真なし

物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-21	施設名称	クリーンセンター第2工場
①所在地	尼崎市東海岸町16番地の1	
②施設内勤務者数	約70人	
③一日の平均来庁者数	約50人	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 2,244本 令和6年度上半期実績 1,020本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	クリーンセンター/下條/06-6409-1701	
⑥設置場所	管理棟1階 北側	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1400mm	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	なし	
⑭自販機に接続可能なコンセント	あり	
⑮特記事項	R7.4より市民の持ち込みごみ受付が別場所での実施となるため、来庁者が家庭ごみ及び事業系一般廃棄物の収集車と業務委託や工事の実施業者のみとなる。	

⑯自動販売機位置図



設置位置

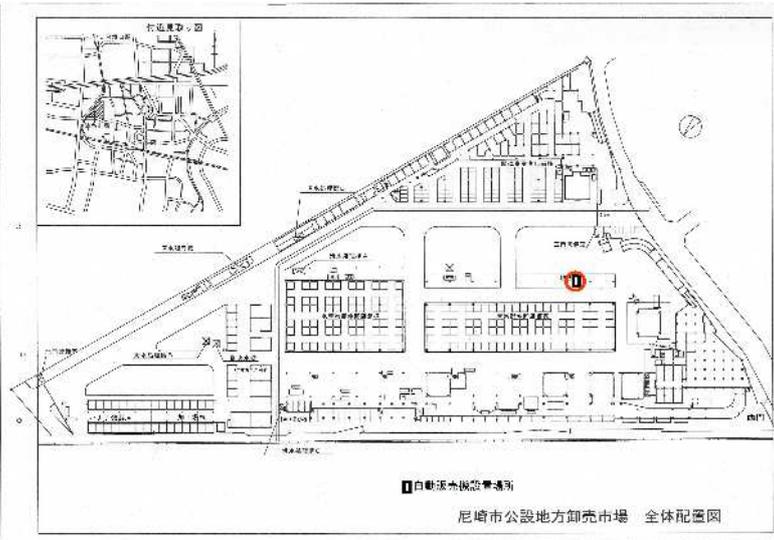
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-22	施設名称: 地方卸売市場	
①所在地	尼崎市潮江4丁目4番1号	
②施設内勤務者数	約400人	
③一日の平均来庁者数	不特定	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 18,162本 令和6年度上半期実績 3,468本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	地方卸売市場/牛丸/06-6420-2003	
⑥設置場所	青果棟 ア	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円(非課税)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	他に場内7台(うち1台は紙コップ)	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	<p>ベンチ(1台)設置すること。 公設の市場により、原則、一般市民の来場はない。 (例外: 月1回開催の一般開放) 主に、場内関係者のほか、不特定の取引事業者等が利用するものである。</p>	

⑯自動販売機位置図



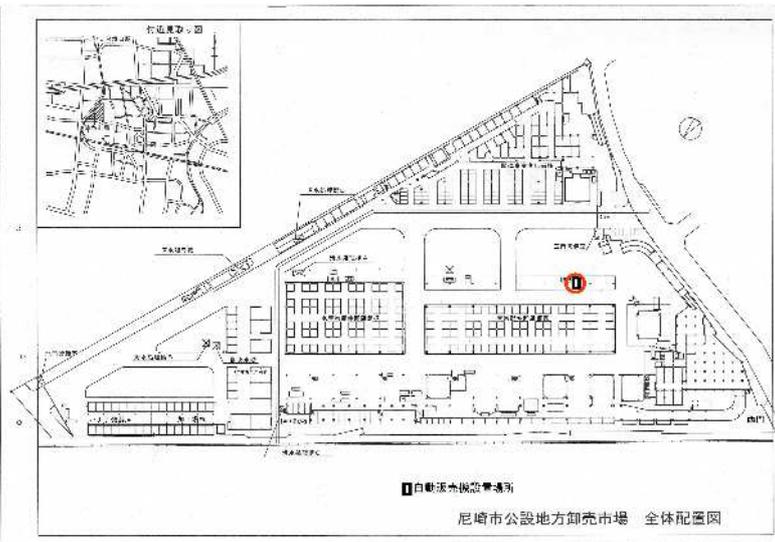
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-23	施設名称: 地方卸売市場	
①所在地	尼崎市潮江4丁目4番1号	
②施設内勤務者数	約400人	
③一日の平均来庁者数	不特定	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 2,475本 令和6年度上半期実績 530本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	地方卸売市場/牛丸/06-6420-2003	
⑥設置場所	青果棟 イ	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円(非課税)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	紙コップ	
⑬他の自動販売機の有無	他に場内7台	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	<p>ベンチ(1台)設置すること。 公設の市場により、原則、一般市民の来場はない。 (例外: 月1回開催の一般開放) 主に、場内関係者のほか、不特定の取引事業者等が利用するものである。</p>	

⑯自動販売機位置図



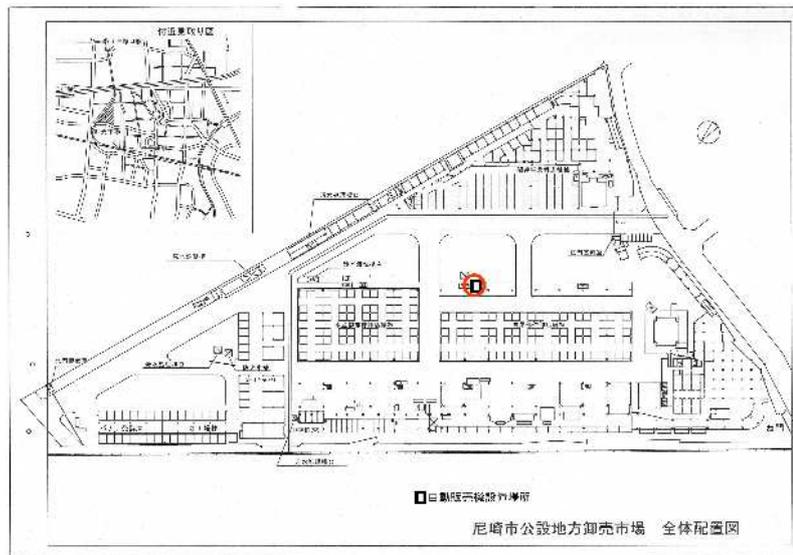
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号:R6-24	施設名称:地方卸売市場	
①所在地	尼崎市潮江4丁目4番1号	
②施設内勤務者数	約400人	
③一日の平均来庁者数	不特定	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 12,016本 令和6年度上半期実績 1,369本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	地方卸売市場/牛丸/06-6420-2003	
⑥設置場所	青果棟 ウ	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円(非課税)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	他に場内7台(うち1台は紙コップ)	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	<p>ベンチ(1台)設置すること。 公設の市場により、原則、一般市民の来場はない。 (例外:月1回開催の一般開放) 主に、場内関係者のほか、不特定の取引事業者等が利用するものである。</p>	

⑯自動販売機位置図



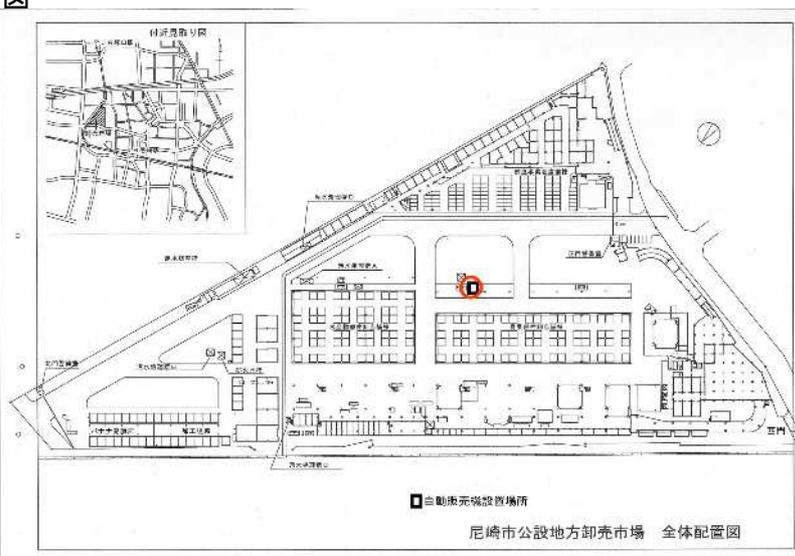
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-25	施設名称: 地方卸売市場	
①所在地	尼崎市潮江4丁目4番1号	
②施設内勤務者数	約400人	
③一日の平均来庁者数	不特定	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 5,171本 令和6年度上半期実績 5,482本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	地方卸売市場/牛丸/06-6420-2003	
⑥設置場所	青果棟 エ	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円(非課税)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	他に場内7台(うち1台は紙コップ)	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	<p>ベンチ(1台)設置すること。 公設の市場により、原則、一般市民の来場はない。 (例外: 月1回開催の一般開放) 主に、場内関係者のほか、不特定の取引事業者等が利用するものである。</p>	

⑯自動販売機位置図



⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-26	施設名称: 地方卸売市場	
①所在地	尼崎市潮江4丁目4番1号	
②施設内勤務者数	約400人	
③一日の平均来庁者数	不特定	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 11,226本 令和6年度上半期実績 2,138本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	地方卸売市場/牛丸/06-6420-2003	
⑥設置場所	関連棟 キ	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円(非課税)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	他に場内7台(うち1台は紙コップ)	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	ベンチ(2台)設置すること。 公設の市場により、原則、一般市民の来場はない。 (例外: 月1回開催の一般開放) 主に、場内関係者のほか、不特定の取引事業者等が利用するものである。	

⑯自動販売機位置図



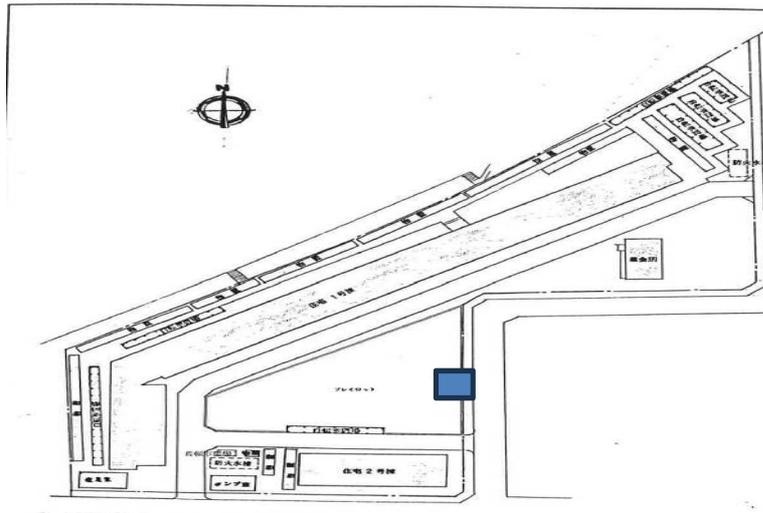
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-27	施設名称	戸ノ内改良住宅
①所在地	尼崎市戸ノ内町6-3	
②施設内勤務者数	住宅入居者数 19世帯 37人	
③一日の平均来庁者数	不明	
④既設自動販売機売上数	新規物件のため、売上実績なし	
⑤担当部署/担当者/連絡先	住宅管理担当/辻/06-6489-6632	
⑥設置場所	島開子ども広場東側入口横	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外設置	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	無し	
⑭自販機に接続可能なコンセント	無し(事業者において確保すること)	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



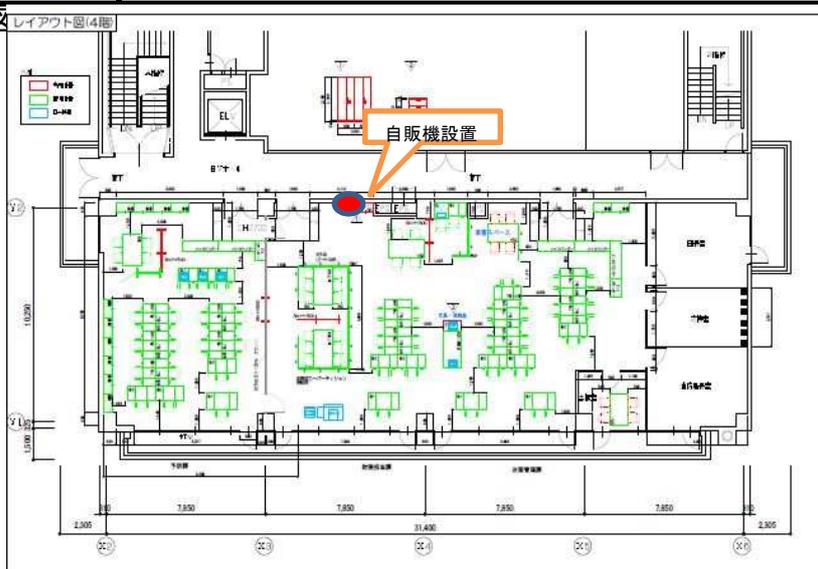
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-28	施設名称	尼崎市防災センター
①所在地	尼崎市昭和通2丁目6番75号	
②施設内勤務者数	100人	
③一日の平均来庁者数	主に勤務者のみ	
④既設自動販売機売上数	新規物件のため、売上実績なし	
⑤担当部署/担当者/連絡先	財務担当/西川/06-6481-3963	
⑥設置場所	4階事務所内	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,300mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内(事務所内)	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(コーヒー、ラテ等)	
⑫販売種別	紙コップ	
⑬他の自動販売機の有無	有(2階食堂出入口、1階南出口)	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



⑰写真

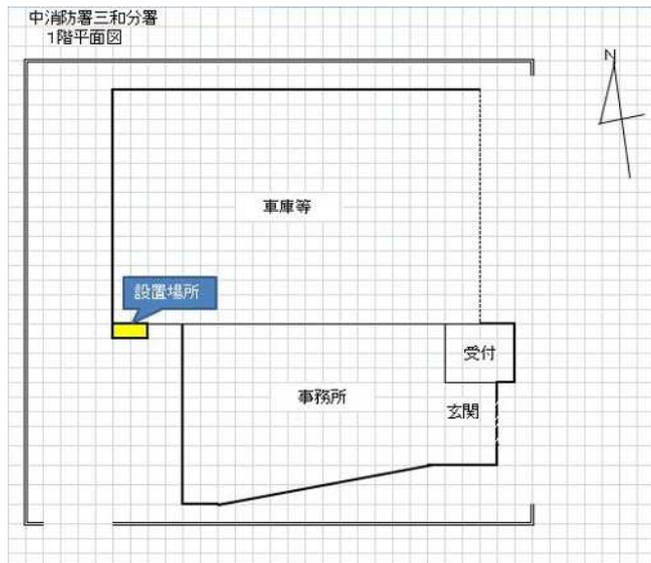


枠内の書棚が改修工事により令和6年9月中に撤去されます。この箇所に自動販売機を設置してください。

物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-29	施設名称	中消防署三和分署
①所在地	尼崎市玄番南之町2番地4	
②施設内勤務者数	33人	
③一日の平均来庁者数	主に勤務者のみ	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 455本 令和6年度上半期実績 195本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	財務担当/西川/06-6481-3963	
⑥設置場所	事務所西側	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外・屋根あり	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円(10か所合計額149,550円)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



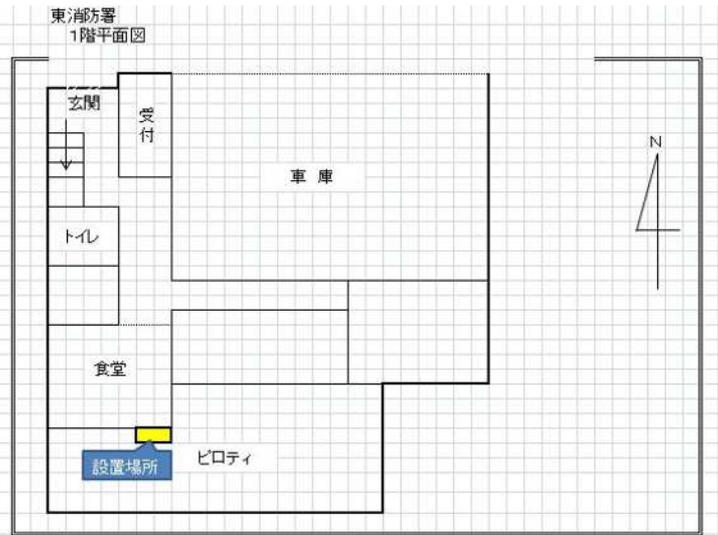
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-29	施設名称	東消防署
①所在地	尼崎市次屋1丁目9-19	
②施設内勤務者数	44人→66人(R9.4.1～)	
③一日の平均来庁者数	主に勤務者のみ	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 1,300本 令和6年度上半期実績 436本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	財務担当/西川/06-6481-3963	
⑥設置場所	食堂南側	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外・屋根あり	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円(10か所合計額149,550円)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	令和9年4月1日に移転予定。自動販売機の移設作業が必要です。また、同日に常光寺出張所が廃止され、常光寺出張所の職員約22名が東消防署に移転します。	

⑯自動販売機位置図



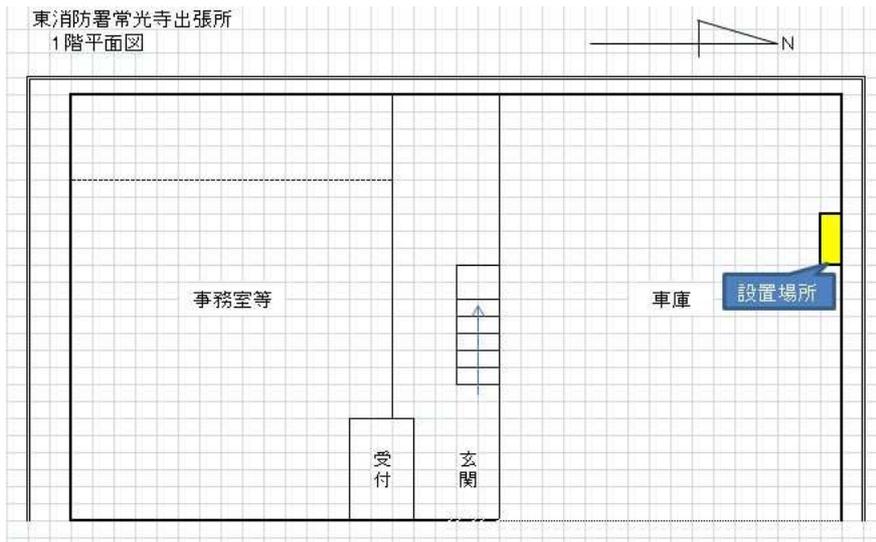
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-29	施設名称	東消防署常光寺出張所
①所在地	尼崎市常光寺2丁目11-29	
②施設内勤務者数	22人	
③一日の平均来庁者数	主に勤務者のみ	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 685本 令和6年度上半期実績 290本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	財務担当/西川/06-6481-3963	
⑥設置場所	車庫内北側	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円(10か所合計額149,550円)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	令和9年3月31日に常光寺出張所が廃止予定。常光寺出張所の職員は東消防署に移転します。	

⑯自動販売機位置図



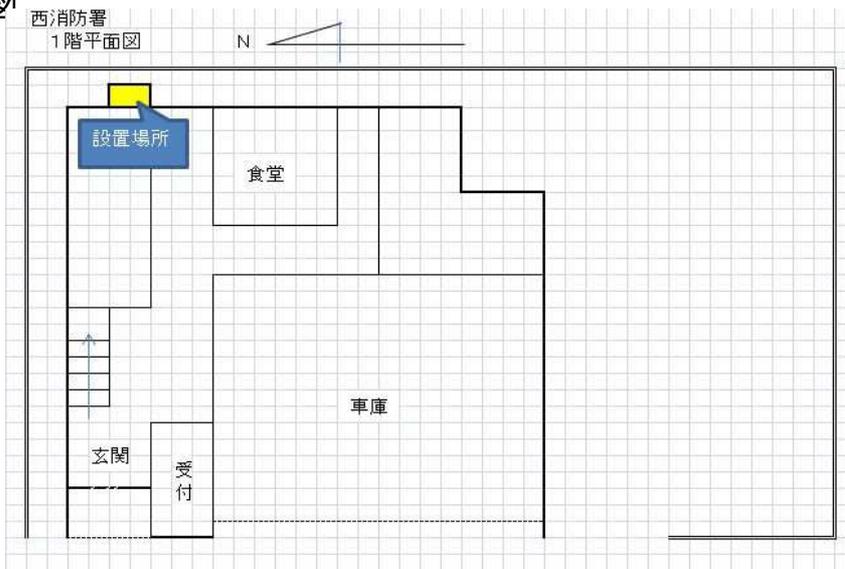
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-29	施設名称	西消防署
①所在地	尼崎市大庄北3丁目30-20	
②施設内勤務者数	42人	
③一日の平均来庁者数	主に勤務者のみ	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 861本 令和6年度上半期実績 609本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	財務担当/西川/06-6481-3963	
⑥設置場所	東出入口北側	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外・屋根あり	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円(10か所合計額149,550円)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



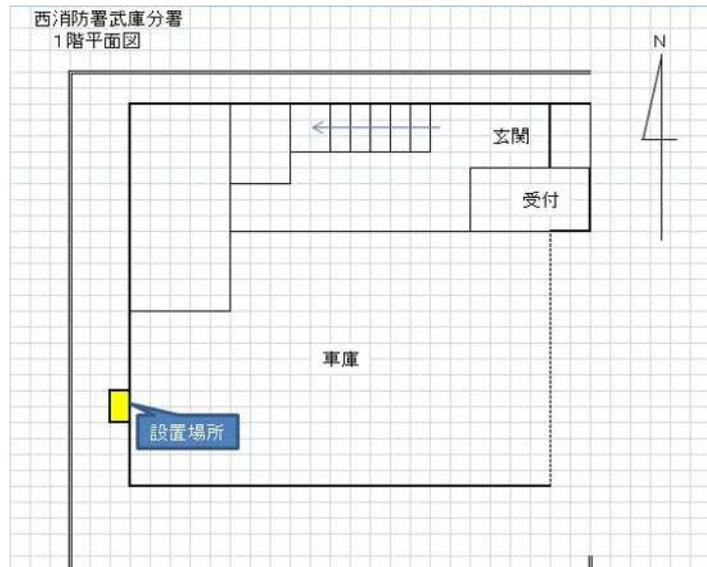
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-29	施設名称	西消防署武庫分署
①所在地	尼崎市武庫元町1丁目1-20	
②施設内勤務者数	34人	
③一日の平均来庁者数	主に勤務者のみ	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 2,120本 令和6年度上半期実績 1,270本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	財務担当/西川/06-6481-3963	
⑥設置場所	車庫西側	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外・屋根あり	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円(10か所合計額149,550円)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	
	③ロケーション対応型	
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



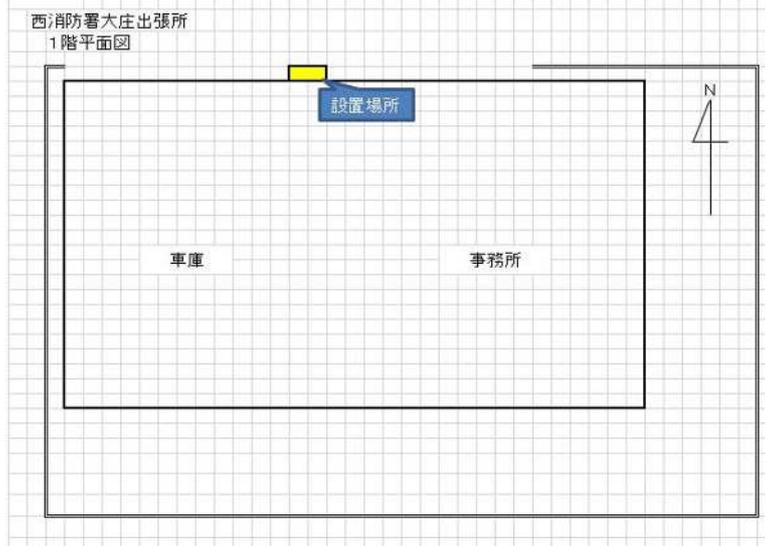
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-29	施設名称	西消防署大庄出張所
①所在地	尼崎市道意町6丁目6-4	
②施設内勤務者数	12人	
③一日の平均来庁者数	主に勤務者のみ	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 143本 令和6年度上半期実績 96本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	財務担当/西川/06-6481-3963	
⑥設置場所	車庫北側	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外・屋根なし	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円(10か所合計額149,550円)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



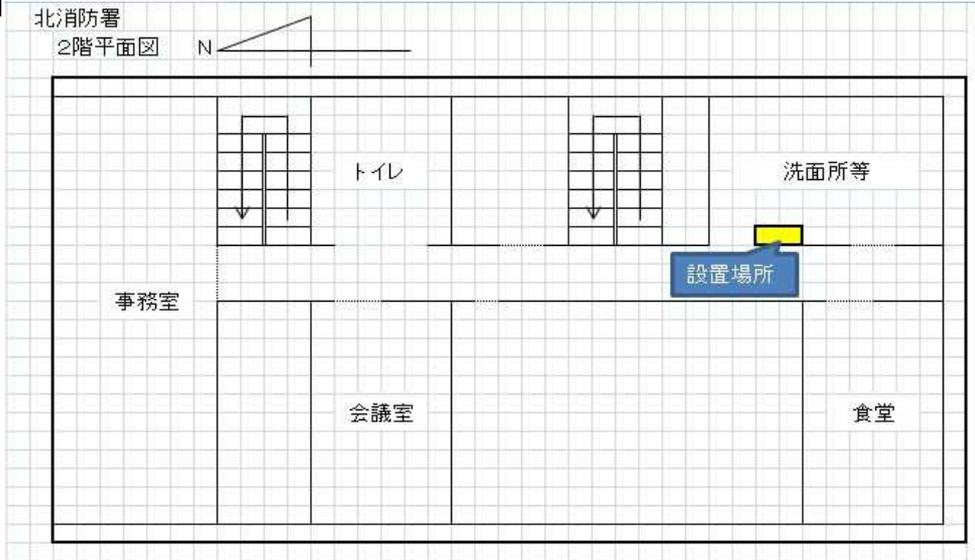
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-29	施設名称	北部防災センター
①所在地	尼崎市上ノ島町3丁目2-1	
②施設内勤務者数	51人	
③一日の平均来庁者数	20人	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 2,867本 令和6年度上半期実績 1,883本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	財務担当/西川/06-6481-3963	
⑥設置場所	2階食堂出入口	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円(10か所合計額149,550円)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	有(北部防災センター内1階、展示スペース東側)	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



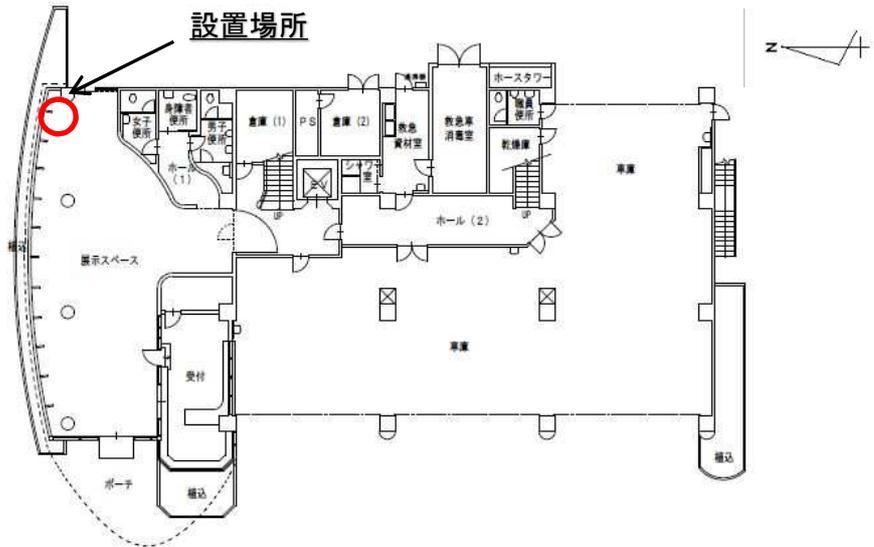
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-29	施設名称	北部防災センター
①所在地	尼崎市上ノ島町3丁目2-1	
②施設内勤務者数	51人	
③一日の平均来庁者数	20人	
④既設自動販売機売上数	新規設置のため、売上実績なし	
⑤担当部署/担当者/連絡先	財務担当/西川/06-6481-3963	
⑥設置場所	1階展示スペース	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円(10か所合計額149,550円)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	有(北部防災センター内2階、食堂出入口)	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



⑰写真

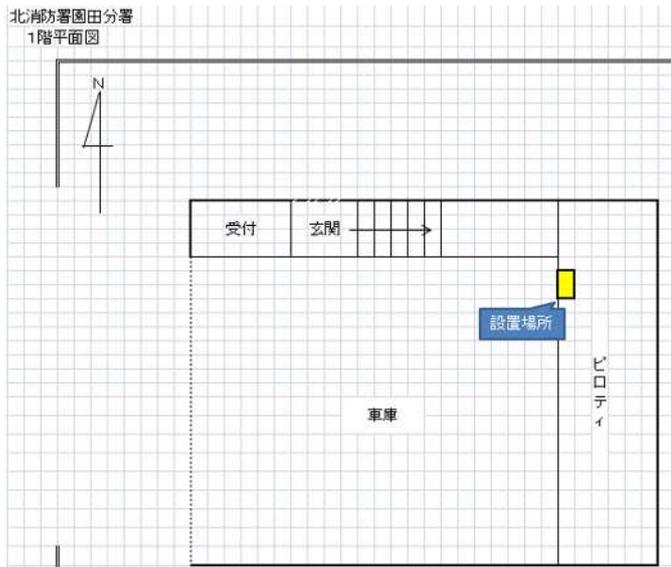


南向きで新設置

物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-29	施設名称	北消防署園田分署
①所在地	尼崎市東園田町4丁目127-1	
②施設内勤務者数	33人	
③一日の平均来庁者数	主に勤務者のみ	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 2,687本 令和6年度上半期実績 1,554本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	財務担当/西川/06-6481-3963	
⑥設置場所	車庫東側	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外・屋根あり	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円(10か所合計額149,550円)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	令和8年4月1日移転予定のため、自動販売機の移設作業が必要です。	

⑯自動販売機位置図



⑰写真

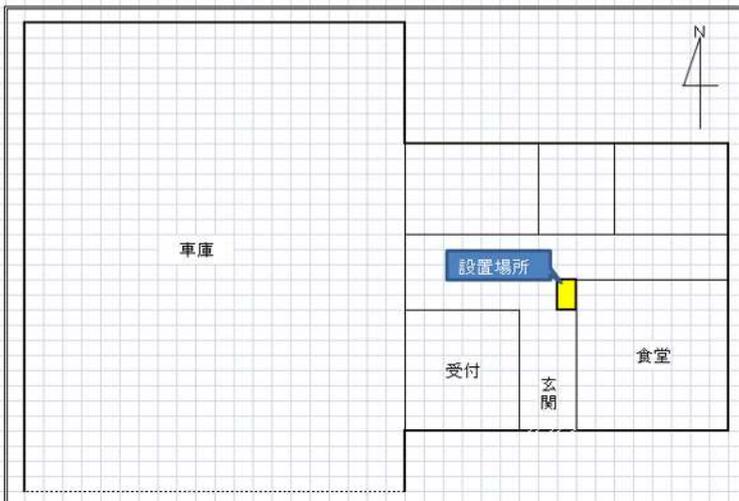


物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-29	施設名称	北消防署塚口出張所
①所在地	尼崎市南塚口町3丁目10-15	
②施設内勤務者数	34人	
③一日の平均来庁者数	主に勤務者のみ	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 1,065本 令和6年度上半期実績 472本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	財務担当/西川/06-6481-3963	
⑥設置場所	1階食堂出入口	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円(10か所合計額149,550円)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図

北消防署塚口出張所
1階平面図



⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-30	施設名称	上下水道庁舎
①所在地	尼崎市東七松町2丁目4番16号	
②施設内勤務者数	約200名(職員約150名、その他委託業者など約50名)	
③一日の平均来庁者数	不明	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 2,190本 令和6年度設置なし	
⑤担当部署/担当者/連絡先	財務課/今熊/06-6489-7401	
⑥設置場所	1階ロビー(その2)	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	可能であれば望ましい
	③ロケーション対応型	可能であれば望ましい
	④災害救助ベンダー対応	可能であれば望ましい
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	紙コップ	
⑬他の自動販売機の有無	1階(設置場所の左側)にびん・缶・ペットボトルの自動販売機1台設置あり	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月末まで自動販売機の設置あり。 ・びん・缶・ペットボトルタイプの右側に設置。 ・給水栓、排水口はなし。 ・設置機種の機能は可能であれば望ましいが設置条件により機能の相談は可。 	

⑯自動販売機位置図



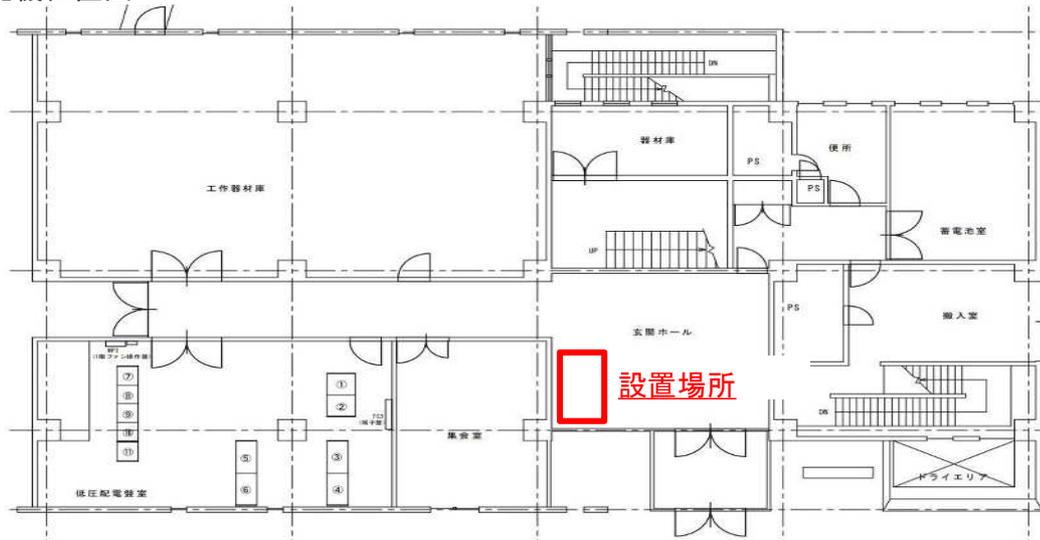
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-31	施設名称 園田配水場	
①所在地	尼崎市田能6-5-2	
②施設内勤務者数	11人	
③一日の平均来庁者数	不明	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 655本 令和6年度上半期実績 266本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	浄水センター園田配水場/花枝/06-6491-1342	
⑥設置場所	1階エントランスホール自動販売機コーナー	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



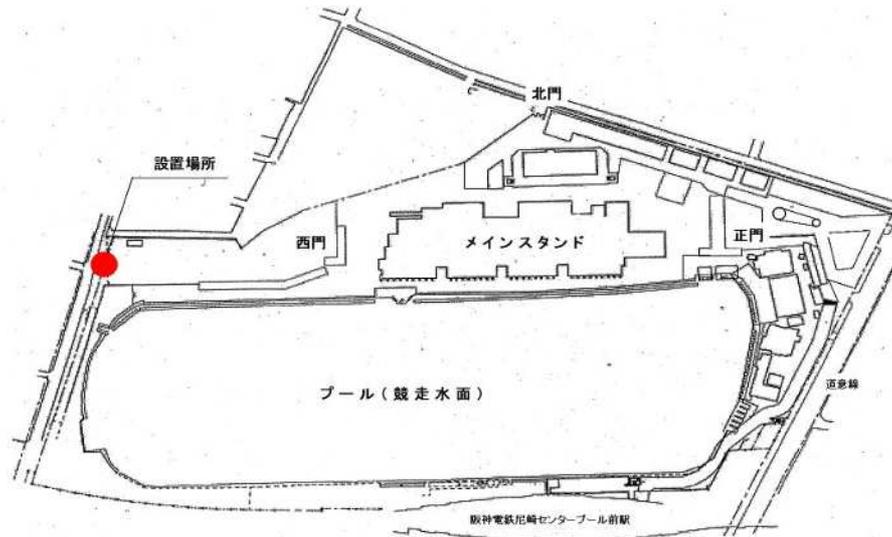
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R6-32	施設名称	ボートレース尼崎
①所在地	尼崎市水明町199-1	
②施設内勤務者数	レース開催日は約300人、非開催日は約50人	
③一日の平均来庁者数	レース開催日は約2,000人、非開催日は不明	
④既設自動販売機売上数	令和5年度年間実績 1,592本 令和6年度上半期実績 1,882本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	ボートレース事業部ボートレース施設課 / 谷口 / 06-6419-3181	
⑥設置場所	西門前	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	メインスタンド1階(ペットボトル2台、紙コップ4台)、3階(ペットボトル4台、紙コップ6台)他	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	設置場所は歩道上から約130mmほど高くなっています。	

⑯自動販売機位置図



⑰写真



(裏面)

誓約書

自動販売機設置事業者募集に応募するにあたり、下記の事項を誓約します。

- 1 自動販売機設置事業者公募見積合わせ実施要領（以下「実施要領」という。）の内容をすべて承知しています。
- 2 自動販売機設置に伴う使用許可等を受ける内容、状況を把握しています。
- 3 実施要領における応募資格の内容及びグリーン購入法等の設置条件をすべて満たしています。
- 4 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当しません。
- 5 市長から役員等の氏名その他の上記4に掲げる事項を確認するために必要な情報の提供を求められたときは、速やかに、当該情報を市長に提供します。
- 6 暴力団等から公募物件に対する権利行使の妨害その他不当な要求を受けたときは、直ちに、その旨を市長に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行います。
- 7 事業者選定への暴力団等の関与を排除するために公募物件に係る使用許可等が取り消されたことにより損害が生じても、尼崎市に対しその損害の賠償等の請求を行いません。

見 積 書

令和6年 月 日

尼崎市長 あて
尼崎市公営企業管理者 あて

応 募 者
所 在 地

法人名及び代表者名

印

清涼飲料水等自動販売機設置事業者公募見積合わせ実施要領の各条項を
承知の上、見積りします。

見積合わせ番号（必ず記載してください）

R6 -

価 格

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円

件 名

清涼飲料水等自動販売機設置事業者の公募見積合わせ

- (注) 1 価格は使用料等の年額（税込）を記載すること。
2 金額はアラビア数字1、2、3・・・とし、数字の頭に¥マークを入れること。
3 黒又は青のボールペンを使用すること。
4 応募者の印鑑は、応募申込書に押印した実印鑑を使用すること。
5 物件ごとに指定の封筒に入れ、提出すること。

見 積 書

令和6年 月 日

尼崎市長 あて
尼崎市公営企業管理者 あて

応 募 者
所 在 地

法人名及び代表者名

⑩

清涼飲料水等自動販売機設置事業者公募見積合わせ実施要領の各条項を
承知の上、見積りします。

見積合わせ番号（必ず記載してください）

R6 - 11

価 格

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円

件 名

清涼飲料水等自動販売機設置事業者の公募見積合わせ

- (注) 1 価格は使用料等の年額（税込）を記載すること。
2 金額はアラビア数字1、2、3・・・とし、数字の頭に¥マークを入れること。
3 黒又は青のボールペンを使用すること。
4 応募者の印鑑は、応募申込書に押印した実印鑑を使用すること。
5 物件ごとに指定の封筒に入れ、提出すること。

見積書内訳書

令和6年 月 日

尼崎市長 あて
尼崎市公営企業管理者 あて

応募者
所在地

法人名及び代表者名

印

設置施設名及び設置場所	使用料内訳
大庄北生涯学習プラザ1階ロビーア	
大庄北生涯学習プラザ1階ロビーイ	
大庄南生涯学習プラザ1階ロビー	

見 積 書

令和6年 月 日

尼崎市長 あて
尼崎市公営企業管理者 あて応 募 者
所 在 地_____
法人名及び代表者名_____
④

清涼飲料水等自動販売機設置事業者公募見積合わせ実施要領の各条項を
承知の上、見積りします。

見積合わせ番号（必ず記載してください）

R6 - 29

価 格

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円

件 名

清涼飲料水等自動販売機設置事業者の公募見積合わせ

- (注) 1 価格は使用料等の年額（税込）を記載すること。
2 金額はアラビア数字1、2、3・・・とし、数字の頭に¥マークを入れること。
3 黒又は青のボールペンを使用すること。
4 応募者の印鑑は、応募申込書に押印した実印鑑を使用すること。
5 物件ごとに指定の封筒に入れ、提出すること。

見積書内訳書

令和6年 月 日

尼崎市長 あて
尼崎市公営企業管理者 あて応募者
所在地

法人名及び代表者名

⑩

設置施設名及び設置場所	使用料内訳
中消防署三和分署事務所西側	
東消防署食堂南側ピロティ	
東消防署常光寺出張所車庫内	
西消防署東出入口北側	
西消防署武庫分署車庫西側	
西消防署大庄出張所車庫北側	
北部防災センター2階食堂出入口	
北部防災センター1階展示スペース東側	
北消防署園田分署車庫東側	
北消防署塚口出張所1階食堂出入口	

自動販売機設置事業者公募見積合わせ

質 疑 書

令和6年 月 日

応募者	所在地	
	法人名	
連絡先等	所属部署	担当者名
	電話番号	FAX 番号
	電子メールアドレス	

質疑内容

受付番号

令和 年 月 日

見積合わせ立会申込書

尼崎市長 あて
尼崎市公営企業管理者 あて

清涼飲料水等自動販売機設置事業者の選定に係る見積合わせについて、次のとおり立会いを申し込みます。

(〒 -)
申込者 所在地

法人名

代表者氏名

(押印不要)

(担当責任者)
所属部署名
職・氏名
電話
FAX
Eメール

・立会者

職名	氏名

※1 事業者 1 人のみとする。

※応募申込みとあわせて提出すること。なお、それ以後の立会申込みは受け付けない。

災害時における自動販売機内の商品の提供協力に関する協定書

尼崎市(以下「甲」という。)及び〇〇〇〇株式会社(以下「乙」という。)は、乙が〇〇内に設置する災害対応型自動販売機内の商品(飲料等)の提供協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、乙が、災害対応型自動販売機(以下「自動販売機」という。)内の商品(飲料等)を甲に無償で提供協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 自動販売機設置施設において、風水害、地震等大規模災害が発生又は発生する恐れがある場合で、甲が、当該施設の利用者、職員又は避難者に対し、飲料等の無償提供が必要と判断したときは、甲は、乙に自動販売機内に現有する商品(飲料等)の無償提供を要請し、乙は当該要請に基づき、甲に当該商品が無償提供するものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条に規定する要請を行う場合は、救援飲料提供要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等で口頭により要請することができるものとし、その場合は、後日速やかに要請書を提出するものとする。

(無償提供の方法)

第4条 甲は、乙が甲に提出する次に定める自動販売機の鍵を用いて、当該自動販売機の商品強制排出機能を作動させることにより、自動販売機内の現有する商品の無償提供を受けるものとする。

(1) 鍵No.:〇

(2) 貸出し鍵本数:〇本

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、これを処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙各1通を所持する。

以上

令和 年 月 日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 松本 眞

(乙) 〇〇市〇〇〇〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇

様式1(第3条関係)

救援飲料提供要請書

令和 年 月 日

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 様

尼崎市長 松本 眞
(公印省略)

災害時における自動販売機内の商品の提供協力に関する協定書第2条の規定により、次のとおり要請します。

自動販売機設置施設	
要請する理由	
電話要請日時	
電話要請者(尼崎市) 所属・氏名	
応答者() 所属・氏名	
その他	